

広島県告示第四百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和七年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		所在地			
令和元年広島県告示第九百三十六号		広島県広島市安芸区上瀬野町、同市安芸区上瀬野南一丁目及び同市安芸区瀬野南町地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類
	上瀬野南一丁目（四七七七）	急傾斜地の崩壊		上瀬野南一丁目（四七七七）	急傾斜地の崩壊
	上瀬野町（五八〇四―二）	急傾斜地の崩壊		上瀬野町（五八〇四―二）	急傾斜地の崩壊
	上瀬野南一丁目（五八二九）	急傾斜地の崩壊		上瀬野南一丁目（五八二九）	急傾斜地の崩壊
	上瀬野町上瀬野正之坪（四四二）	急傾斜地の崩壊		上瀬野町上瀬野正之坪（四四二）	急傾斜地の崩壊
	一井木川（八一）	土石流		一井木川（八一）	土石流